

# さくら市社会福祉協議会職員就業規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員の就業に関し必要な事項を定める。

2 職員の就業に関しては、この規程に定めるもののほか、労働基準法及びその他の法令の定めるところによる。

### (サービスの原則)

第2条 職員は法令及び諸規程を遵守し、上司の職務上の命令に従い、本会の使命を自覚して誠実に職務を遂行しなければならない。

### (職員の定義)

第3条 この規程において職員とは、定款に基づき、本会の一般職員として任命された者をいう。

### (サービス心得)

第4条 職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 社協の諸規程を守り、業務上の指示命令に従って誠実に業務を遂行すること。
- (2) 社協の名誉、又は信用を傷つけるような行為をしないこと。
- (3) 自己の業務を正確かつ迅速に処理し、常に業務能率の向上に努力すること。
- (4) 特に承認を得た場合を除くほか、勤務時間中は業務に専念すること。
- (5) 業務上知ることのできた秘密事項を他に漏らさないこと。
- (6) 業務上に関し、供応及び贈与を受けないこと。
- (7) 許可なくして他に就職し、又は事業を営まないこと。
- (8) 施設管理者の承認を得ず、施設内で集会を開催し又は文書その他の印刷物の掲示等をしないこと。

### (職員の弁償責任)

第5条 職員が故意又は過失により本会に損害を与えたときは、その損害の全部又は一部を弁償させることがある。この弁償の責任は、第28条に規定する懲戒を受けることによつて免れるものではない。

2 前項の弁償額は、会長が定める。

### (事務引継)

第6条 職員は、退職、転任等になった場合は、その担当事務について、速やかに後任者又は上司の指定した職員に引き継がなければならない。

## 第2章 勤務

### (勤務時間及び休憩時間等)

第7条 職員の職務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分と

する。

- 2 前項に規定する勤務時間は、別に定めのない限り下表のとおりとする。ただし、休憩時間は勤務時間を含めず給与は支給しない。

区 分	勤務時間	休憩時間
月曜	8時30分	12時
～金曜	～17時15分	～13時

- 3 休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。
- 4 1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「市規則」という。）の第4条の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。
- 5 第3項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該の特殊の必要がある場合において、市規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（勤務時間中の離席）

第8条 職員は、勤務時間（休憩時間を除く。以下「執務時間」という。）中みだりに執務場所を離れてはならない。

- 2 執務時間中一時所定の執務場所を離れ、又は外出しようとするときは、上司の許可を受けその所在を明らかにしておかなければならない。

（時間外勤務）

第9条 職員には、災害その他避けることのできない事由又は業務の都合により、勤務時間外又は休日に勤務させることができる。

- 2 前項の勤務を命ずるときは、労働基準法の定める範囲内で、時間外勤務命令簿によって行わなければならない。

（旅行命令）

第10条 業務上必要があるときは、職員に旅行を命ずることができる。旅行を命ぜられた職員には、別に定めるところにより旅費を支給する。

- 2 旅行を命ぜられた職員は、帰着後速やかに口頭又は文書により復命しなければならない。

### 第3章 休日、休暇及び欠勤

（休日）

第11条 職員の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 会長は、業務の都合により、休日に勤務を命ずる場合において、当該勤務を命ずる日を起算日とする4週間前の日から、当該勤務を命ずる日を起算日とする8週間後の日までの期間内に、振替による休日を与えることができる。

(休暇)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、会計年度ごとに所定労働日数の8割以上出勤した職員に対し、次表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続 年数	6月	1年 6月	2年 6月	3年 6月	4年 6月	5年 6月	6年 6月
付与 日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

2 前項の規定にかかわらず、新しく採用された職員には、採用の日の属する年度の年次有給休暇として、その者の当該年度における在籍年数に応じ、それぞれ次表に掲げる日数を付与する。

在職期間	日数	在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日	6月を超え7月に達するまでの期間	12日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日	7月を超え8月に達するまでの期間	13日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	8月を超え9月に達するまでの期間	15日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日	9月を超え10月に達するまでの期間	17日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日	10月を超え11月に達するまでの期間	18日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日	11月を超え12月に達するまでの期間	20日

3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を、日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

4 本会は、前項により請求された日に休暇をとらせることが事業の正常な運営に支障があると判断したときは、請求された日を変更することができる。

5 年次有給休暇は、当該年度に与えられた年次有給休暇の残日数について20日を限度として翌年度に繰り越すことができる。

(傷病休暇)

第14条 傷病休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことが止むを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 傷病休暇の期間は、公務上の負傷又は疾病及び結核性疾患にあつては1年以内、その他の負傷又は疾病にあつては180日以内の期間とする。

3 傷病休暇は、1日又は1時間を単位として与えることができる。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、特別の理由により職員が勤務しないことが相当である場合として別表第1で定める休暇とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員と同居している配偶者、父母、子、配偶者の父母が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある場合、その者を介護するため、勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する状態ごとに、連続する3月の期間内について必要と認められた期間とする。

3 介護休暇は、1日または1時間を単位として与えることができる。但し、1時間を単位とする場合は、1日を通じ連続した4時間の範囲内とする。

4 介護休暇の、勤務1時間当りの給与額については、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当りの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

(休暇の承認)

第17条 職員は、休暇の承認を得ようとするときは、あらかじめ休暇承認簿を所属長に提出しなければならない。

2 職員は、病気、災害その他やむを得ない事由により、事前に承認を得ることができない場合には、速やかに電話、伝言等によって所属長に連絡の上、承認を求めなければならない。

3 職員は、第8条に規定する休日を除き、引き続き6日を超える休暇の承認を求める場合には、年次有給休暇及び忌引きを除くほか医師等の証明書その他勤務困難な事由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない。

(育児休業)

第18条 職員は、会長に申し出ることにより育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める育児休業及び介護休業）をすることができる。

2 育児休業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(欠勤)

第19条 職員が休職等の命令又は、休暇の承認を受けず、若しくは勤務命令に反し勤務時間中に勤務しなかったときは、欠勤とする。

2 職員は、欠勤するときは欠勤簿に必要事項を記載して所属長に届け出なければならない。この場合、欠勤を始めた日から休日を除き3日以内に届け出がないときは、所属長が欠勤簿により処理するものとする。

(出勤簿)

第20条 職員は、自ら出勤簿により休日、休暇、休業及び欠勤等の勤務に関する状況を記録しておかなければならない。

#### 第4章 給与、退職手当

(給与及び退職手当)

第21条 職員には、別に定めるところにより、給与及び退職手当を支給する。

#### 第5章 休 職

(休職)

第22条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職を命ずることができる。

- (1) 業務上の傷病による休暇の期間が1年を超える場合
- (2) 結核性疾患による休暇の期間が1年を超える場合
- (3) 前2号に該当する場合を除き、傷病による期間が180日を超える場合
- (4) 刑事事件に関し、起訴された場合

2 前項第1号から第3号までの規定による休暇の期間は、医師2名の意見を徴し、療養を要する程度に応じて、第1号に掲げる場合は、その療養のために必要な期間、第2号に掲げる場合は2年、第3号に掲げる場合は1年を超えない範囲内においてその都度定める。

3 第1項第4号の規定による休暇の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

(休職の効果)

第23条 休職を命ぜられた職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職を命ぜられた職員の給与については、給与等の支給に関する規程による。

3 休職期間は、勤務年数に算入しない。

(復職)

第24条 会長は、休職の事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命ずるものとする。

#### 第6章 解雇、退職

(解雇)

第25条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、30日前に予告し又は、平均賃金の30日分を支給して、その意に反して解雇することができる。

ただし、その場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

- (1) 勤務成績、又は能率が著しく劣り業務に適さないとき
  - (2) 心身の障害により業務に耐えられないとき
  - (3) 禁固以上の刑に処せられたとき
  - (4) 禁治産者又は準禁治産者の宣告を受けたとき
  - (5) やむを得ない事由により、本会の事業を縮小するとき
- (解雇の制限)

第26条 職員が業務上の傷病による療養のため休業する期間及びその後の30日、並びに産前産後の女子が休業する期間及びその後の30日間は解雇しない。

ただし、業務上の傷病で療養開始後3年を経過しても傷病が完治せず打切補償を支給した場合（法律上打切補償を支給したとみなされる場合を含む）は、この限りでない。

(退職)

第27条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その日を退職の日とし職員としての資格を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 本人の都合により退職を願い出て本会の承認があったとき、又は退職の申し出をした日から起算して14日を経過したとき
- (3) 定年に達したとき
- (4) 休職期間が満了しても復職しないとき
- (5) 期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了したとき

## 第7章 懲戒

(懲戒)

第28条 職員が、次のいずれかに該当する場合は、懲戒する。

- (1) 業務上の怠慢、又は監督不行届きにより本会に重大な損害を及ぼしたとき
- (2) 本会の諸規程に違反したとき

(懲戒の種類及び方法)

第29条 懲戒は、その情状により、次の各号のいずれかによって行う。

- (1) 戒告 始末書を取り将来を戒める。
- (2) 減給 1日以上6月以内の期間、給料月額の10分の1以下に相当する額を給料から減ずる。
- (3) 停職 1日以上6月以内の期間出勤を停止し、その期間中、いかなる給与も支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時解雇する。この場合において、所轄労働基

準監督署長の承認を受けたときは、予告手当を支給しない。

## 第8章 安全、保健、衛生

### (安全衛生)

第30条 職員は、安全衛生に関する法令及び本会の指示を守り、災害の防止、疾病の予防に努めなければならない。

### (就業制限)

第31条 他人に伝染するおそれのある疾病に罹っている者、又は疾病のため他人に危害を及ぼすおそれのある者、その他医師が就業不相当と認めた者には就業させない。

### (災害時の措置)

第32条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその危険を予知したときは、直ちに臨機の措置をとるとともに、上司に報告してその指示に従わなければならない。

### (健康診断)

第33条 職員の健康を確保するため、毎年1回以上健康診断を実施する。

2 職員は、健康診断を拒んではならない。ただし、他の医師の健康診断を受け、その医師の診断書を提出したときは、この限りでない。

## 第9章 その他

### (補足)

第34条 この規程に定めのない事項または疑義のある事項については、関係法令及びさくら市職員の服務に関する規則等を準用し解釈するものとする。

### (委任)

第35条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成18年 7月 1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

休暇の原因	休暇を与える期間
<p>1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、の勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>2 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>3 職員が、骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。                      (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動                      (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム、その他の主として身体上若しくは精神上</p>	<p>1の年度において5日の範囲内の期間</p>

<p>の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつてさくら市の規則で定めるものにおける活動</p> <p>(3)(1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
<p>5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>結婚の日の5日前から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間</p>
<p>6 女子職員が生理のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間。ただし、2日を超えることはできない。</p>
<p>7 妊娠中の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診断を受ける場合</p>	<p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分娩までは1週間に1回とし、必要と認められる期間</p>
<p>8 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶ場合</p>	<p>勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>9 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>10 女子職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を</p>

	申し出た場合において医師が支障がないと認め た業務に就く期間を除く。)
1 1 生後1年に達しない子を育 てる職員が、その子の保育のた めに必要と認められる授乳等 を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間、又は1日 1回60分以内の期間（男性職員にあっては、そ の子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の 休暇を利用しようとする日におけるこの項の休 暇（これに相当する休暇を含む）を承認され、又 は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条 の規定により同日における育児時間を請求した 場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認若 しくは請求に係る期間を差し引いた期間を超え ない期間）
1 2 職員の妻（届け出をしない が事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む）が出産する場 合で、職員が妻の出産に伴い必 要と認められる入院の付き添い 等のため勤務しないことが相当 であると認められるとき	職員の妻が出産するため病院に入院する等 の日から、当該出産の日後2週間を経過する日 の期間内における2日の範囲内の期間
1 3 小学校就学の始期に達する までの子（配偶者の子を含む） を養育する職員が、その子の看 護（負傷し、又は疾病にかかっ たその子の世話をを行うことをい う。）のため勤務しないことが相 当であると認められる場合	1の年度において5日の範囲内の期間
1 4 職員の親族（別表第2の親 族欄に掲げる親族に限る）が死 亡した場合で、職員が葬儀、服 喪、その他の親族の死亡に伴い 必要と認められる行事等のため 勤務しないことが相当であると 認められるとき	親族に応じ別表第2の日数欄に掲げる連続す る日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあって は、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の 期間
1 5 職員が父母の追悼のための 特別な行事（母の死亡後15年 以内に行われるものに限る）の	1日の範囲内の期間

ため、勤務しないことが相当であると認められる場合	
16 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
17 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
18 地震、水害、災害その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
19 地震、水害、災害その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間

別表第2

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父 母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄 弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日